

諸外国の地方公務員制度の概要

平成18年12月18日

目 次

- I 地方の体制等及び地方公務員の数・種類・・・・・・・・・・ 1
 - 【参考】諸外国の地方公務員の部門別職員数・・・・・・・・ 2

- II 諸外国の地方公務員の労働基本権・・・・・・・・・・・・ 3

- III 諸外国の地方公務員の任用等・・・・・・・・・・・・・・ 4

I 地方の体制等及び地方公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本(参考)
地方の体制等	<p>・州のもとに、広域自治体であるカウンティ(郡)と基礎自治体であるシティ(市)・ヴァレッジ(村)等がある。</p> <p>【2002年12月現在の自治体数】(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州: 50 ・郡: 3, 034 ・市等: 35, 933 	<p>・1層制と2層制が混在</p> <p>・1層制においては大都市圏ディストリクト及びユニタリーの2種がある。</p> <p>・2層制においては、広域自治体としてGLA(ロンドン庁)及びカウンティが設置されており、基礎自治体としてロンドン区/シティ及びディストリクトが設置されている。</p> <p>【2002年現在の自治体数】(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏ディストリクト: 36 ・ユニタリー: 101 ・GLA: 1 ・カウンティ: 34 ・基礎自治体: 297 	<p>・州は連邦を構成し、広範な行政権を付与されている。</p> <p>・広域自治体であるクライス(郡)と基礎自治体であるゲマインデ(市町村)に大きく分けられる。</p> <p>【2001年12月現在の自治体数】(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州: 16 ・クライス: 323 ・ゲマインデ: 13, 532 <p>(ゲマインデには、クライスの区域外にある「郡独立市」も含む)。</p>	<p>・自治体の階層構造は3層制であり、広域自治体の州(régions: レジオン)・県(département: デパルトマン)、基礎自治体の市町村(communes: コミューン)からなる。</p> <p>【2002年1月1日現在の自治体数】(※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州: 22 ・県: 96 ・コミューン: 36,565 <p>(海外州を除く)</p>	<p>・広域自治体 都道府県</p> <p>・基礎自治体 市区町村</p> <p>【2006年3月31日現在の自治体数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県: 47 ・市区町村: 1, 844
地方公務員の数と種類	<p>1,901万人(2005年3月現在)(※5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州...508万人 ・郡・市等...1,393万人 <p>州における職員の分類(カリフォルニア州の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公選職員...住民の選挙によって選ばれる者 任命職員...公選職員から任命される者 一般職員...任命職員が採用した者 <p>郡・市等における職員の分類例</p> <ul style="list-style-type: none"> 非分類職→成績主義が適用されない 公選職...有権者から選挙により選出される職 任命職...市長や議員より直接任命される職 分類職→成績主義の適用を受ける 除外職...各部署長が自由に任命できる職 非競争職...専門技術職 労働職...高い技術を必要としない職 競争職...競争試験に基づいて採用される職 	<p>293万人(2005年7月現在)(※6)</p>	<p>351万人(2004年6月現在)(※7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州: 212万人 官吏: 127万人 非官吏: 85万人 ・クライス・ゲマインデ: 139万人 官吏: 18万人 非官吏: 121万人 <p>※ 基本的に連邦官吏と州・地方自治体の官吏の枠組みは同様である。</p>	<p>152万人(2003年12月現在)(※8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公吏: 116万人 ・非公吏等: 36万人 <p>※ 基本的に地方公務員の公吏と国家公務員の官吏の枠組みは同様である。</p>	<p>304万人(2005年4月現在)(※9)</p> <p>一般職地方公務員</p>
国家公務員の数と種類	<p>264万人(2005年9月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争職(Competitive Service) 132万人 競争試験により任用(職階制適用) 除外職(Excepted Service) 131万人 うち 郵便庁職員 76万人 行政府の上位職 0.8万人 うち 高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長~次官、長官) 500人 →政治任用 上級管理職俸給表(SES) 7,000人 (課長~局長) →1割が政治任用 <p>(※10) (総人口 2億9千万人)</p>	<p>55万人(2005年4月現在)</p> <p>国家公務員(Civil Service)</p> <p>~国王の奉仕者</p> <p>(総人口 6千万人)</p>	<p>30万人(2006年1月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠実関係 統治権関与・公権力の行使等 非官吏(Beschäftigte) 17万人 私法上の雇用契約関係 <p>(総人口 8千万人)</p>	<p>199万人(2003年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官吏(Titulaires) 175万人 恒久的官職に任命行為により任用 非官吏(Non titulaires)等 24万人 見習職員、補助職員、臨時職員等 <p>(注) 教育 107万人</p> <p>警察・監獄 12万人</p> <p>(総人口 6千万人)</p>	<p>64万人(2006年度末定員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般職国家公務員(64万人) 非現業国家公務員(30.3万人) 特定独立行政法人等職員(7.4万人) 日本郵政公社職員(26.2万人) <p>(総人口 1億2千8百万人)</p>

【出典等】

- (※1) "2002 Census of Governments Volume1, Number1, Government Organization" アメリカ連邦統計局(US Census of Bureau)
- (※2) 「英国の地方自治」(財)自治体国際化協会 2003年
- (※3) 「ドイツの地方自治」(財)自治体国際化協会 2003年
- (※4) 「フランスの統計資料2005」在日フランス大使館ホームページ
- (※5) "Public Employment & Payroll" アメリカ連邦統計局(US Census of Bureau)
- (※6) National Statistics 資料をもとにした内閣府調査「公務員数の国際比較に関する調査」(平成18年8月)
- (※7) ドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt Deutschland)ホームページ
- (※8) "Les Collectivités locales en chiffres en 2006" フランス内務省地方自治体総局(Direction générale des collectivités locales)
- (※9) 総務省公務員部「平成17年度地方公共団体定員管理調査」
- (※10) 平成18年11月17日 行政改革推進本部専門調査会第4回提出資料「諸外国の国家公務員制度の概要」(人事院作成)より抜粋

【参考】 諸外国の地方公務員の部門別職員数

アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
区分	人数(千人)	区分	人数(千人)	区分	人数(千人)	区分	人数(千人)
財政	428	教育(教員).....	511	一般行政	1,147	行政	309
その他管理	462	教育(教員以外).....	773	管理	354	技術	638
司法	436	福祉.....	310	治安・秩序維持	395	文化	55
警察	960	※教育・福祉については、地方自治協会(Local Government Association)による2005年度地方公務員統計(Local Government Employment Survey 2005)による2005年6月末現在の数値。		司法	187	スポーツ	17
消防	431	消防.....	54	財務	211	医療	196
矯正	714	※消防については、コミュニティ・地方自治省(Department for Communities and Local Government)による2004年度イングランド及びウェールズの消防・救助業務統計(Fire and Rescue Service Operational Statistics Bulletin for England and Wales 2004/05)による2005年3月末現在の数値。		教育、科学、研究	1,303	市町村の警察	19
道路・高速	564	警察官.....	274	社会保障等	329	消防	36
航空	46	※警察官については、国家統計局(Office for National Statistics)による2005年公共部門従業員傾向(Public Sector Employment Trends 2005)による2005年6月末現在の数値。		健康、環境、スポーツ、レクリエーション	296	その他	57
水上交通	13	(注)警察官以外は、イングランド及びウェールズの合計、警察官はスコットランド及び北アイルランド含む。		住宅、総合地域再開発計画等	188	在宅保母	58
福祉	523			食料確保・農林業	28	計	1,384
保健	465			エネルギー、治水	19		
病院	987			交通、放送	70		
社会保険	93			産業	64		
廃棄物処理	118			計	3,443		
下水道	136						
公園管理	384						
住宅	120						
天然資源	208						
水道	175						
電力	80						
ガス	11						
公共バス	238						
初等教育	7,541						
高等教育	2,830						
その他教育	95						
図書館	182						
州経営酒店	9						
その他	510						
計	18,760						

【出典及び時点】
アメリカ連邦統計局(US Census of Bureau) “State and Local Government Employment and Payroll” March 2004 による2004年3月現在の数値。

【出典及び時点】
ドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt Deutschland)による2004年6月末現在の数値。

【出典及び時点】
Les Collectivités locales en chiffres 1999 による1998年1月現在の数値。

(注) 端数調整を行っていないため、必ずしも計と突合しない。

II 諸外国の地方公務員の労働基本権

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本(参考)
団 結 権	<p>(カリフォルニア州) 認められている。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 認められている。</p> <p>(ニューヨーク州) 認められている。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・官 吏:認められている。 ・非官吏:認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公 吏:認められている。 ・非公吏:認められている。 	認められている(ただし、警察職員及び消防職員は認められていない)。
団 体 交 渉 権	<p>(カリフォルニア州) 認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。</p> <p>(ニューヨーク州) 認められている。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官以外:認められている。 ・警察官:認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官 吏:認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 ・非官吏:認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公 吏:認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 ・非公吏:認められている。 	<p>認められている。(ただし、警察職員及び消防職員は認められていない。)</p> <p>また、団体交渉権が認められている者のうち、企業職員等を除き、協約締結権は認められていない。</p>
争 議 権	<p>(カリフォルニア州) 公衆衛生や安全を直ちに脅かすものでない場合等、一定の場合に限り認められている。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 公衆衛生や安全を直ちに脅かすものでない場合等、一定の場合に限り認められている。</p> <p>(ニューヨーク州) 認められていない。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められていない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・官 吏:認められていない。 ・非官吏:認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公 吏:認められている。 ・非公吏:認められている。 	認められていない。

Ⅲ 諸外国の地方公務員の任用等

1. 採用・昇進

アメリカ

(政治任用を除く)

- ・ 募集：官職に空席がある場合又は新規の官職が発生した場合、資格要件に適合する者を募集。
- ・ 試験：官職に求められる最低条件の審査を行った後、試験実施の公告が行われる。
- ・ 選考：試験の結果により、点数が付けられ、上位者数名は、適格者リストに掲載。同リストをもとに部局の選考を経て、最終的に採用される。

イギリス

- ・ 欠員に応じ自治体の各部局レベルで採用を行う。
- ・ 成績主義の原則はあるものの、どのような方法により採用するかは各自治体が決定できる。
- ・ 昇進についても、定期人事異動というものはなく、多くの場合採用手続と同じ採用選考の形態をとる。

ドイツ

- ・ 官吏には高級職、上級職、中級職、初級職の4種類の区分がありそれぞれの区分ごとに採用。
- ・ 通常、同一区分内で昇進するが、高級職を除いて、下位から上位の区分に昇進可能。

フランス

- ・ 職員（公吏）は、行政部門別に分かれている職群において、個別身分規程により要求されている資格を満たす職に任用される。
- ・ 職員（公吏）は競争試験により採用されるが、州や県の各部局の総局長等一部の職については競争試験を経ない採用が認められている。（この場合でも、卒業免状や職業的経験という条件が付される）

【職群】

- ・ 行政職、技術職、文化職、消防・救急職、社会教育職等

【カテゴリー】

- ・ 職群は、採用時に必要な免状により、3つの階層的カテゴリーに分類される。
 - ①A：企画及び指揮系統の職員。学士以上。専門的又は管理的な職務に従事
地方公務員の約9%（2005年）
 - ②B：業務の適用に従事する職員。バカロレア以上。中間職としてチーム、ワークショップ、サービス部門での勤務を想定
地方公務員の約14%（同年）
 - ③C：業務の執行に従事する職員。いくつかの職についてはBEP（職業学習免状）/CAP（職業適性証）の認定が必要
地方公務員の約77%（同年）

【等級】

- ・ 職群内における職務のレベルであり、成績・勤務年数等により決定される。

2. 身分保障

アメリカ

(カリフォルニア州内の地方自治体)

- ・ 人事規則に懲戒や分限の手続きなどが定められている。懲戒事由として、職務怠慢、欠勤、有罪判決を受けた場合等がある。降任処分については、健康上の都合、レイオフの代替、任命権者の承認を得た本人の希望等に基づいて行われる。また、自治体は資金不足やそのほかの理由で職員削減する必要がある場合には、職員をレイオフすることができる。
- ・ 人事委員会に対し不服申し立てすることができる。

イギリス

- ・ 各自治体がそれぞれの解雇に関する手続をもち、それは、ACAS (助言斡旋仲裁局) の懲戒苦情処理手続行為準則に従うものである必要がある。

※ACAS (Advisory, Conciliation and Arbitration Service) : 労使紛争を防止・解決し、良好な労使関係を構築することを目的とした独立機関。雇用審判所とは異なり、労使の自主的な紛争解決を前提として公平な立場で助言・調停・仲裁を行う。集団的労使紛争の他、個別の雇用権に関する紛争の調停も行う (厚生労働省『1999年 海外労働情勢 (海外労働白書) より』)

ドイツ

- ・ 官吏の免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定。
- ・ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立が可能。

フランス

- ・ 基本的に身分の保障あり。(知事等政治任用に係る職を除く。)
- ・ 分限免職
 - ①職の廃止に伴う分限免職
 - ②休職後の復帰のためのポストを3箇所拒否した場合の分限免職
 - ③職務上の能力不足に対する分限免職
- ・ 懲戒処分
 - ①第1グループ: 訓告、戒告、最大3日間の職務からの排除
 - ②第2グループ: 降給、4日から15日までの職務からの排除

③第3グループ: 降格、16日から6ヶ月までの職務からの排除

④第4グループ: 職権退職、懲戒免職

3. 給与の決定方式

アメリカ

職員組合が結成されている26州のうち大部分の州では、職員団体による労使交渉により①給与、②勤務条件、③諸手当、④勤務時間を決めることができる。

ただし、①給与、③諸手当、④勤務時間を定められない州は、アラバマ州とワシントン州の2州、④勤務時間を定められない州がニューメキシコ州、③諸手当を定められないのがウィスコンシン州となっている。(1999年の調査 *State Personnel Office : Roles & Functions. 4th Edition, NASPE*)

(カリフォルニア州内の自治体)

- ・ 多くの大都市・郡においては、労使間の団体交渉によって、給与が決定されるが、団体交渉は予算の範囲内で実施される。
- ・ その他の市においては、比較可能な自治体(基準団体)の定期的な給与調査等、団体交渉によらない方法によって給与を決定する。

イギリス

【警察官以外の地方公務員】

- ・ 地方公務員の身分関係を定めた法令なし。
 - 私法上の雇用契約により労働条件が決定。
- ・ 全国合同協議会(National Joint Council for Government Services)において毎年統一協定を締結
 - (注) 全国合同協議会は、自治体の当局側委員12名、労働組合代表58名とで構成する組織
 - 翌年度の年俸表の提示
 - 統一協定を基準として、各自治体で交渉
 - ※ 統一協定に拘束力なし

【警察官】

- ・ 1996年警察法第61条
警察交渉委員会(Police Negotiating Board)において全警察官を対象に勤務時間・給与等を交渉

(注) 警察交渉委員会は、警察当局と警察関係職員団体とから構成される組織で、議長及び副議長は首相が任命し、中立的立場で両者の仲裁等を行う。

- 協定は内務大臣に答申
- 議会の承認により発効

ドイツ

- ・ 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に非官吏の妥結状況を考慮して、決定される。
- ・ 非官吏は、中央での連邦、州、市町村の共同の労使交渉により決定される。(なお現在、州については単独で協約を締結)。

フランス

本給たる給与については、公務員身分の一環として公務員統一の枠組みが設定される。労使交渉が毎年政府と全国レベルの労働団体との間で行われ、この結果を踏まえつつ、政府側がデクレにより給与体系を設定する。

一方、手当の水準については、CTP(同数共同技術審査会)の意見を踏まえつつ、一定の枠内で自治体ごとに決定できる仕組みとなっている。

(注) CTPとは、自治体の組織改変、給与制度及び研修計画について諮問答申を行う労使同数の協議体